

平成 26 年 5 月 12 日

第 5 回

柳町小学校教室等増設
検討委員会会議録

柳町小学校教室等増設検討委員会会議録

平成 26 年 第 5 回

日時：平成 26 年 5 月 12 日（月）午後 6 時 30 分

場所：教育委員会室

「出席」	委 員 長	田 中 芳 夫
	副 委 員 長	竹 越 淳
	委 員	熱 田 直 道
	委 員	竹 田 弘 一
	委 員	北 島 陽 彦
	委 員	工 藤 真 紀
	委 員	鶴 沼 秀 之
	委 員	鷹 田 芳 郎
	委 員	原 廣 介
	委 員	松 本 絵 美 子
	委 員	滝 澤 智
	委 員	上 原 裕 之
	委 員	石 澤 正
	ア ド バ イ ザ ー	長 澤 悟

「欠席」	委 員	豊 泉 久 子
------	-----	---------

「説明のために出席した教育推進部職員」	副 参 事	吉 谷 太 一
	施 設 係 長	木 村 健

主 査 小久保 正 美
主 事 藤 田 慎 一

平成26年

第5回 柳町小学校教室等増設検討委員会

平成26年5月12日(月) 午後6時30分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 柳町小学校教室等増設整備方針案について
 - (2) その他
- 3 閉 会

1 開 会

(18 : 31)

○施設係長 定刻になりましたので、ただいまより第5回柳町小学校教室等増設検討委員会を始めさせていただきます。

初めに、本日の委員の出席状況及び資料の確認をさせていただきます。

豊泉委員からは、あらかじめ欠席のご連絡をいただいております。また、原委員からは、ご用事があるということで8時ごろ途中退席というご連絡をいただいております。また、松本委員と工藤委員からは、少しおくれるとの連絡をいただいております。鷹田委員は、こちらのほうに向かっているものと思われま

す。続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、席上に次第を置いてあります。新たな資料の追加がありましたので、そちらの次第と差しかえをお願いいたします。

次に、資料第2 - 2号は、柳町小学校教室等増設検討委員会の委員名簿でございます。

続きまして、資料第17号は、「柳町小学校教室等増設整備方針案について」の事務局案でございます。

また、本日平成26年5月12日付で、上原、石澤両委員より要望書の提出がございました。席上に配付いたしました参考10は、資料第17号についての要望でございます。

資料は以上となります。

また、議事に入る前に、4月1日の人事異動でメンバーに変更がございましたので、資料第2 - 2号をごらんいただければと思います。変更箇所にアンダーラインが引いてあります。

それでは、ご紹介をいたしたいと思います。

教育委員会教育推進部長の田中委員長です。

企画政策部企画課長の竹越副委員長です。

まだ来ていないのですけれども、男女協働子育て支援部児童青少年課長の工藤委員。

また、昨年も委員でございましたが、柳町小学校PTA副会長から会長になられました上原委員です。

柳町小学校PTA副会長の石澤委員です。

続きまして、事務局になりますが、教育推進部の吉谷副参事です。

教育推進部学務課施設係の小久保主査。

今ちょっと受付をしているのですが、あと藤田主事がいます。どうぞよろしく願いいたします。
事務局からは以上になります。

それでは、議事について田中委員長、よろしくお願い致します。

2 議 事

(1) 柳町小学校教室等増設整備方針案について

○田中委員長 皆さん、こんばんは。皆様の協力を得まして、前回の検討委員会におきましては、柳町小学校の教室の増設につきましてご議論いただいた後、条件等の基本的な部分の認識がある程度一致したということもありまして、今回、いよいよ増設の整備方針案をお示しして、確認をしていただくような段階に入りました。この間の委員各位のご協力といえますかご努力に改めて敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

ご案内のように、この検討委員会の使命というかミッションは、最終的には、この検討委員会の結果につきまして、教育長のほうに報告をしていくということでございます。要綱に記載のとおり、増設教室等の基本的な事項に関する事、前回ご承認いただきました工事期間中の仮設校舎に関する事、その他ということになっておりますので、改めてよろしく願いいたします。皆様のご協力を得ながら進めてまいりたいと思います。

まず、前回は振り返りますと、松本委員のほうから、学校側の視点での教室増に係る要望書、資料第14号についてご説明をいただき、その後、要望事項に対する区側の考え方を資料第15号でお示しした上で、また、前嶋委員、上原委員からご提出いただいた要望事項、資料第12号に対する区側の考え方を資料第13号修正版という形でご議論いただいて、基本的な事項について詰めていただいたということでもございました。

途中で、仮校舎の設置案についてのご了承をいただいた上、改めてご議論をいただいて、最終的には、整理といたしましては次回——今回であります、増設整備案をお示しするという話になったところでございます。

したがって、本日は、まず、事務局から整備方針案についての説明を受けまして、それについて質疑、確認をしていくということでもございます。なお、先ほどご説明がありましたが、事前に上原委員と石澤委員のほうから方針案に対する要望書が提出されておりますので、それについてのご説明をあわせて受けた上で進めてまいりたいと思っております。

なお、全体としては、従前どおり2時間ほどの予定でございますので、20時30分ぐらいをめど

に進めていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず事務局より資料第 17 号の説明をお願ひいたします。

○施設係長 それでは、事務局から説明させていただきます。資料第 17 号をごらんください。

資料に基づき、整備方針案について、事務局よりご提案させていただきます。

1 枚目から 2 枚目が整備方針案の概要です。3 枚目が配置図（別紙 1）となっております。4 枚目が、資料第 12 号、第 13 号修正版、第 14 号、第 15 号と今回の第 17 号をまとめた資料で、別紙 2 となっております。5 枚目が今後のスケジュール（案）（別紙 3）となっております。

「柳町小学校教室等増設整備方針案について」ということで、最初の 1 枚目をごらんください。

平成 25 年 11 月に、柳町小学校の教室不足対策について、整備方針案を検討することを目的として柳町小学校教室等増設検討委員会を設置し、平成 26 年 2 月までの間に 4 回開催し、増設教室等の基本的な事項に関することや工事期間中の仮校舎に関することについて検討を重ねてきた。

これまでの検討経緯を踏まえ、教室等増設規模、設備、施工に関する条件、育成室の増設等について、資料第 11 号の内容に基づき、また、資料第 13 号修正版及び第 15 号を考慮し、新たな整備方針案を取りまとめたものである。

なお、仮校舎の設置については、本年 4 月から手続に入っている。

4 月 24 日の入札で東海リースという業者に決まって、現在、仮校舎の設計の準備に入っております。

「1. 検討の前提条件」につきましては、柳町小学校教室等増設検討委員会の要綱の第 1 条（資料第 1 号）の（目的）の中に、「既存校舎については、改築・大規模改修をする段階には至っていないと考えることから、教室等の増設を前提に検討する」ということが前提条件でございました。

また、「2. 施設整備に係る条件の確認・整理について」は、資料第 11 号でございますが、

1. 教室等増設規模

（1）教室等増設規模を 1,420 m²程度とし、建物の階数は検討する。

※ 法令に基づき算出した整備資格面積が、1,420 m²である。

なお、育成室の面積は、当該面積に含まれない。

(2) 教室数は上記整備資格面積の中で9教室(1教室 縦8m×横8m)は確保する。

2. 設備について

(1) エレベーターを設置し、バリアフリー仕様に努めること。

(2) セキュリティー等配慮することに努めること。

※ セキュリティー等とは、学校全体の安全管理や職員室からのアクセス等のことである。

3. 施工に関する条件

(1) 体育館は常時使用できること。

(2) 工事中の教育環境及び近隣への影響を少なくすることと共に工期の短縮に努めること。

(3) 校庭の面積をなるべく狭くならないように努めること。

4. 育成室について

(1) 第3育成室を新設(1教室 縦8m×横8m程度)する。

が、平成25年12月20日に開催した第2回の委員会で確認されたものです。

そして、「3. 整備方針案」でございますが、次のページをおめくりください。

「上記1. 及び2. 並びに学校及びPTAの要望に対する区の考え方(資料第13号修正版及び第15号)を総合的に考慮し、別紙1の配置図」、北東側にある現在の図書室の部分を解体し、そこから植栽の部分に、別紙2「整備方針案と各要望について」の教室数、育成室を含めると13.25教室分を校舎に増築するというものでございます。また、工事に干渉する既存校舎7教室分の整備もあわせて行いますので、合計で20.25教室分の整備ということになります。

「なお、増築に伴い工事に干渉する植栽・池」は、別紙1の配置図のプールの横に「新たに整備するとともに、増築校舎へ屋上緑化・太陽光発電を設置し、環境負荷の低減と自然との共生に対応した施設」とします。

また、「整備方針案の特徴」といたしまして、

1. 検討の前提条件

前提条件を満たしている。

2. 施設整備に係る条件の確認・整理について

1. 教室等増設規模

(1) 整備資格面積内で3階建てとする。

(2) 将来需要の推計に基づき必要となる普通教室6教室を整備する。

・教育環境確保のための必要教室等として少人数教室・教育相談室・特別支援教室・
学校用会議室・職員室の拡充等6.25教室を整備する。

・育成室1教室分を増設する。

・工事に干渉する既存校舎内の図書室・理科室・音楽室等7教室分の整備を行う。

2. 設備について

(1) 増築校舎にエレベーターを設置し、バリアフリー仕様に努める。

(2) 既存校舎と増築校舎がつながっているため、学校全体の安全管理や職員室からのアクセス等に配慮している。

3. 施工に関する条件

(1) 体育館は、常時使用することができる。

(2) 工期（約1年半）が短く、工事中の教育環境及び近隣への影響が少ない。

(3) 校庭の面積をなるべく狭くならないように努める。

4. 育成室について

(1) 増築校舎内に第3育成室を新設する。

4. 工事費（見込み）

約7億円

※ 上記以外に実施設計委託費、工事監理委託費、植栽・池・屋上緑化・太陽光発電の整備に係る費用が発生する。

5. その他

教室不足対策以外に、既存校舎への対応として、児童増加に伴う給食室の改修工事（ドライ化）及び学校生活を快適に送ることができるよう教育環境を整備する快適化工事を今後予定している。

最後に、「6. スケジュール（案）」ですが、別紙3をごらんください。

仮校舎につきましては、先ほどお話ししたとおり、本年4月から手続に入っております。4月24日の入札で東海リースという業者に決まって、現在、仮校舎の設計の準備に入っております。こ

のスケジュールどおりでいきますと、仮校舎は来年の4月には使用開始になります。

また、増築校舎につきましては、本年度より設計等に入ります。そして、平成27年10月から増築工事を開始し、平成29年3月までに完了して、平成29年4月から使用開始を想定しています。

その他といたしまして、平成27～30年度の間には快適化工事を予定しておりますが、快適化工事については対象校が18校ありまして、全体のスケジュールを勘案し、実施時期を検討してまいります。

また、平成29年7～12月に給食室改修工事を予定しております。

事務局からの提案は以上です。

○田中委員長 続きまして、上原委員からご説明をお願いいたします。

○上原委員 いつも子どもたちのために教育の環境の整備にご尽力いただきまして、どうもありがとうございます。

事前に竹田委員と会いまして説明をいただいて、前向きに考えようということで図面を見ておったのですが、今までの内容を見返していたところ、やはり少し困難な部分があるのかなと思いついて、今回の要望書になりました。会議体が始まる前に藤田部長のほうから、今回の会議体は白紙撤回で始まるものではなくて、会議体前に議論された内容も含めて土台として会議体が始まっていくんですよ、白紙撤回ではないんだということでありました。第1回の議事録にもその趣旨が書かれておりますので、私たちとしては、今までの議論を踏まえてのものだということを考えておりました。

先に別紙のところをちょっと見ていただきたいのですが、別紙3は第1回検討委員会で配付された資料の一部です。会議体以前の意見の集約と、それに対する区の見解ということで書いてありました。一番初めは参考案Aという形で、今回の緑地の部分に新校舎ができるという案がありました。それに対する見解が1と3に書かれておりまして、読みますが、「緑の減少には屋上緑化等の対応策はあるものの、保護者や地域の方々の意向を踏まえると、植栽部分を活用する参考案Aは難しいと考えています」という記述が1番目にあり、3番目の記述では、「緑の減少には屋上緑化等の対応策はあるものの、保護者や地域の方々の意向を踏まえると、植栽部分を活用する案は難しいと考えています。既存校舎と離れて新校舎を建設する場合は、屋根のある渡り廊下でのアクセスを考えています」など、区の見解としては、植栽部分に新校舎を建てるのは難しいという見解をいただいた上で、今回の会議体に展開されてきたという認識でありました。ですので、PTAとしては、この緑地のところに配置される案が今回出てくることに対しては非常に驚きでございまして、今回、要望書を出す経緯になりました。

<理由>というところで、要望書の1ページ目を見ていただきたいのですが、困難だと感じる理由としては、①「柳の森」は長年かけてでき上がった森だということです。「柳町讃歌」が入学式で必ず歌われるのです。2年生が1年生の歓迎を込めて歌う「柳町讃歌」というものがあるのですけれども、それが別紙2にあります。

柳町 自然がいっぱい 笑顔がいっぱい

春には筍 ニョキニョキ出てきて

オタマジャクシもいっぱいだ

土の校庭 はだしのマラソン

トンボや小鳥がこんにちは

ビワはカラスと取り合って

干し柿だって作っちゃおう

これが意味するところは、「柳の森」は、柳町小学校の、ある意味、象徴的な存在なのかなと考えております。その「柳町讃歌」で知られる「柳の森」、今は、詳しくわかりませんが、教育活動にも使ったり、休み時間あるいは放課後の過ごし場所として非常に重宝される貴重な場である。時には悩みをその中で語り合いながら、進路、将来のことを語り合う、そんな場所だったようです。それを壊すことは、これまでの柳町小学校の文化を壊すことに等しいのではないかと。そういう意味で、今まで学校、保護者、地域がこの「柳の森」を大切にしてきた。今回の案では移設するというお考えのようですが、それだけでは済まないのではないかと思います。

さらに、移設によって校庭がさらに狭くなってしまわないかという懸念があります。別紙の1をあわせて見ていただきたいんですけども、今回、新校舎を「柳の森」の部分に配置するというのであれば、別紙1の左上のところ、この赤い部分になるかと思います。そうすると、校庭の横の幅が狭くなったり、あるいは、緑地の部分を今あるスロープあたりに動かすと、さらに校庭が狭くなってしまわないか。そんな懸念があります。②は今言ったとおり、校庭は横幅が狭くなり、圧迫感が生じる可能性がある。

③ 東側に建つ校舎が日照を制限してしまう。校庭で活動する子どもたちから、東側から入る日差しを奪ってしまう結果になることは容易に想像することができます。

④ 柳町の大事にしている自慢の土の校庭がありますが、大きな建物が建つことによって、また近隣にビルとかマンションもありますので、そういった位置関係により、風害についても少し懸念があると思います。

⑤ 東側の近隣住民との物理的な距離が近くなってしまうと思います。新校舎、「柳の森」の向かいにはマンションがあります。一軒家もあります。そこの位置関係は非常に近い位置にあるものですから、騒音とかそういったことで、窓をあけてはいけないとか、静かにしなさいというようなことで、子どもたちの活動が制限されるおそれがあるということです。

こういった困難だと感じる理由がありまして、要望ということで①から⑥まで書かれております。

① 「柳の森」の位置に新校舎を配置するA案は、会議体以前から、課題があるので敬遠されてきたと認識しております。これまでの審議は、B案、つまり、体育館とプールの位置に配置することを踏まえた議論が、会議体以前も含めて、中心ではなかったのかと思います。ですから、今回、新しく整備方針案が展開されていく中で大きく方向転換をするからには、地域、保護者、学校が納得できる合理的な理由を示すことが必要ではないかと思います。

② これまでPTAでも案を出してきました。区のほうで提示していただいたB案と呼ばれるものをもとにして、プールを1階にしたほうがいいのではないかというアイデアで出したのがPTA案でしたけれども、それに対して余りコメントがありません。採用しないのであれば、そういう合理的な説明をしていただくことを求めたいと思います。求めること全てがかなうということは全く考えてはございませんが、これを考えない理由は何なのか、少し疑問があります。

③ 今言ったPTA案は、上の〈理由〉の①から⑤の内容は全てクリアできるものである。また、災害時など、防災の拠点としての機能も真剣に考えてきました。国の方針では、増築や改修をする際には、既存校舎を含めて、防災の拠点になる機能を新たに整備する必要があると言われております。幹線道路に面するところから、地域の方だけではなくて、周囲で働いている方も柳町小学校を使用するケースが、3・11のときもありました。そういった視点をぜひ加えていただくことを要望いたします。

④ 長期にわたる工事で、児童たちのメンタル面への配慮を考えて、快適化工事はできれば優先的に実施していただけるとありがたいと考えております。

⑤ 育成室の再検証が必要ではないかと考えております。以前いただいた資料では、柳町小学校の部分しか考えておりませんでした。第1育成室、第2育成室は、柳町小学校だけではなくて礪川小学校の利用できる施設でもありまして、実は礪川小学校の児童数が参考になっていなかったのではないかと思います。今、礪川小学校の地域で再開発が進んでおりまして、マンション等が新しく建設される予定でございます。私が聞くところでは、30棟ぐらい新しく建設予定、建設中ではないかという話です。どこで計算していくのかということは確かにあるのですが、そういったことを

踏まえて、再検証が必要ではないかと思っております。

⑥ 放課後全児童育成事業についてもしっかりと拠点が持てるように、専用のスペースが設置できることが重要ではないかと思っております。

以上、要望書の内容でした。

○田中委員長 進め方はいろいろありますけれども、メインはこの整備方針案についてご協議をいただくというものです。今、上原委員のほうからありましたが、事務局から何らかのご意見ありますか。

○竹田委員 今回、参考 10 ということで、PTAのお2人からご意見をいただきまして、この要望に対するいわゆる事務局サイドの教育委員会の見解を少し述べさせていただければと思います。

まず、最初の①の要望の点ですが、この案がどうして出てきたのかというところかと思えます。これについては、先ほど上原委員からの説明にもありましたけれども、こちらの書きぶりでききますと、これまでの審議はB案を踏まえた議論が中心であったという記載があるのですが、我々が昨年夏から説明してきた案では、3案ほど提案させていただいて、その中で一番左側に書いてあった太枠の中の案、プールのところにプールと校舎を設置する案を中心に説明させていただいたという経緯がございます。ただ、その際、昨年のおときには、その案と、A案、B案と、3案ほど提案させていただきまして、いろいろな意見をいただき、検討してきたところではありますが、その全ての案に対して、そのままという形でまとめることができなかつた。完全なものがなかなか合意できなかったということもありまして、昨年の11月からこの検討委員会を設置して、皆様方の意見をより広く集めながら検討していこうというふうになったという経緯があることは、皆さんの共通認識だと思っております。

その中で、今までいただいていた案とか意見などを土台にして議論してきた中で、きょうの資料第17号の1の「検討の前提条件」であったり、2の「施設整備に係る条件の確認・整理について」という形で、今までこの会議体の中で積み上げてきたものがあるかと思えますけれども、また、学校、PTAからの要望などもどういう形で実現していくのか、そういう点も考慮して、事務局のほうで考えた結果、今回、資料第17号の案を提案させていただいたというのが事務局の考えでございます。

また、先ほど上原委員のほうからもご懸念の点がありました緑の部分に関しましても、今回、資料第17号の提案では、実際にプールの脇のところになりますけれども、新たに植栽と池を整備することで、新たに子どもたちが緑に触れ合う場を整備していければという考え方で提案させていただ

いたものでございます。

続きまして、②の要望、P T A案に関することですけれども、そもそも第3回の検討委員会での当時の藤田委員長の発言もありましたが、委員の提案として提出されるのは構わないということですが、提出されたものをベースにして会議体で考えるということではない。また、そこに出された案なり絵をもとに修正していこうという進め方ではないということ、当時の委員長からもお話があったと思います。

また、今回、P T Aからいただいているこの提案に関しましては、資料第17号で示した1の「検討の前提条件」であったり、2の「施設整備に係る条件の確認・整理について」ということで確認されてきたものを満たしていないという点がございましたので、難しいものと考えております。

次に、要望の③で、防災面の点などについても要望をいただいているところであります。こちらの検討委員会の中でも、議論の中に防災拠点としての考え方は、学校は災害時の防災拠点として活用されるべきものですから、それを考えるのは逆に言うところ、長澤先生のご発言でも必須の条件というご発言があったかと私ども記憶してございます。そういうこともありまして、今回、新たに校舎を増築することによって、いわゆる避難所としての受け入れ面積なども飛躍的に拡大する点もございますので、防災機能についても一定の強化はされるものと考えているところでございます。

次に④、快適化工事の優先というご要望につきましては、こちらの資料のほうにも少し言及しておりますけれども、快適化工事については、今回対象となる学校が区内で18校ございまして、平成27年度から順次着手していこうという考え方で、今、考えております。今それぞれ学校のほうとも調整に入っているところではありますけれども、今の段階で、柳町について具体的にいつから着手するということは、この場ではお約束は申し上げられませんが、今回いただいた意見については、こちらとしても受けとめておきたいと思っているところでございます。

学務課サイドからは以上でございます。

○田中委員長 育成室ほかについて、何かありますか。

○工藤委員 児童青少年課長、工藤でございます。遅参いたしましたして申しわけございませんでした。

育成室の数の再検証について、ご要望のほうでは、礪川小学校の児童数も加えてということだったのですが、これまでお示しさせていただいていた資料第10号修正版のほうに、もともと礪川小学校の児童の育成室への入室比率、このほかの国立、私立の学校、そういった類いを全て含めて出してきたものでございますので、まず、そういった意味で、この資料第10号修正版でお示してきた

とおり、育成室の1室増で対応可能だと考えております。

また、年度が変わりまして、仮にこのときの試算方法を26年4月1日の数字に入れかえましても、やはり合計3室という数の中で十分に対応できる数字だと、私ども確認しておりますので、やはりこれまでどおり、児童青少年課というか文京区の方針としては、育成室は3室での1室増という形で対応させていただければと考えている次第です。

⑥の放課後全児童育成事業については、もともと国のほうの大もとになっている事業概要が、既存の学校施設を有効活用しながら行うという形で、ある特定の教室を専用としてずっと使うという考えは区として持っていないということは、これまでもご説明させていただいたとおりでございます。ただ、もし今までのご説明がちょっと言葉足らずの部分があって、拠点となる部屋がないというのは、イコール何も手だてをしない、それでは手薄なのではないかと感じられて、それがご心配だということであれば、全児童事業の実施に関して、例えば受付ですとか、多少の物を置くスペースですとか、そういったことが必要だということは区としても十分認識しておりますので、専用の教室1つの確保という形ではない形であっても、既存のものを活用しながら、必要な機能そのものは確保していく方向で検討していくということで考えております。

私からは以上でございます。

○田中委員長 対立的な持っていく方は、私としてはしたくはないと思っております。それぞれの見解が一定、開陳されたのかなと思います。基本的には、おさらい的にはなりますが、前任の藤田が委員長のときに申し上げたのは、秋口までのご説明は、やはり3案でご説明してきたのですけれども、いろんな課題があるというご指摘もあり、最終的にはなかなか了承いただけなかったというのがございます。しかしながら、その間にいただいたご意見は非常に大事にしているという意味で、土台にはしているということでございます。改めて関係者で集まっていただいて協議をしていって、できるだけ早目にまとめていただきたいということで、この会議があって、1回目で申し上げましたように、7月にはということでしたので、6月までの6回で何とか報告までやっていきたいということでの日程についてもご理解をいただいて、今日があるということでございます。ですので、あの部分は非常に重要だという認識については変わっておりません。

しかしながら、この1ページにございますように、いろんな条件についてご了解いただいて進んでおります。なるべく工期の短縮に努めるということではご理解いただいておりますので、そうしたときにどこを選ぶかということだと思っております。かつ、何をできるのかということの検討が、この間、事務的にはなされたということかと思っております。

私のほうから若干の整理という意味でさせていただきました。

○上原委員 私どもPTAも対立するつもりは全然なくて、子どもたちのためによりよいものをと
いうところだけです。

別紙の1を見ていただきたいのですが、先ほども少し触れましたが、整備方針案、私たち
PTAが出した案をもとに、このあたりに新校舎が配置されるのではないかとこのところで書いま
した。対立するわけではないのですが、比較ということを示させていただきました。そうすると、
整備方針案のほうがやっぱり校庭が少し狭くなる感じがするんですね。縦長になりまして、校庭が
少し狭くなる印象は強くあります。右側のPTAのほうは森の部分が潰れないので、正方形とは言
いませんけれども、四角いよい形で活動場所が確保できるのかなと思っております。

それから、この森ができた経緯は区のほうとしてはどのように認識されているのか、ちょっとお
聞きしたかったのですが、いかがですか。

○田中委員長 まず、この別紙なのですから、私の目があれなのかわかりませんが、右の図と
左の図は縮尺が若干違うのかなというのが1点ございます。

○上原委員 済みません。多少違いますね。意図はありません。

○田中委員長 別に他意はありませんけれども。それが1点と、図面については、事務局のほうか
らコメントをお願いします。あと、位置的なイメージと認識について。

○竹田委員 今回、PTAからいただいた別紙1は、実際に上原委員のおっしゃるとおりで、校庭
の面積については、整備方針案のほう若干浸食する部分があるので、小さくなってしまふことは
否めないことだと思います。ただ、今回、我々がこの整備方針案を提案させていただいた一番の理
由は、もともとこの検討委員会でも確認されていましたが、こちらの整備方針案を検討する
に当たって、施工に関する条件で、「体育館は常時使用できること」という条件が付されていたと思
います。今回、PTAの皆さんから出していただいたこの提案内容でいきますと、仮に体育館をず
っと使えるような形でという工事の進め方をするとしますと、恐らく工期を2期に分けてやらな
いといけないだろうということが想定されます。我々の整備方針案ですと、工事期間は1年半ほど
という見立てをしているところですが、PTAの皆様方のご提案ですと、これを2期に分けるとな
るとやっぱり4年近くかかってしまうのではないかと懸念がございました。そういうこともご
ざいまして、我々としては、上原委員のご意見のとおり、校庭が若干小さくなってしまふことは事
実なのですが、その中で何を優先して考えるのかといったときに、先ほど委員長からも補足
がありましたが、工事期間、結局、工事期間が短ければ子どもたちが仮設などを使わなければいけ

ない期間が短くなるということへの影響だったり、工事をすると近隣にも影響が出たりする部分についても短くすべきだ、そういう観点でこの案を提示させていただいたというものでございます。

○熱田委員 この森ができたときの経緯のお話がありましたけれども、昭和40年ごろ、今の校舎を建てた後に整備された部分と認識しています。そのとき、保護者の方で造園業をやられている方がいらっしやいまして、その方のご協力やPTAの方々等のご協力等をいただいてできた、樹木が植えられた庭園だということは、把握しているところです。

○石澤委員 この森に関して、どういう経緯ででき上がってきたのかということです。この森を潰すこと自体が、やはり地域で長年培ってきたものであるという前提があると思いましたので、昨日、歴代のPTAの会長さんとか地域の方、いろんな方にお聞きしました。

まず、60～70歳ぐらいの方が小学校のころからあったそうです。正確なところはあれなんですけれども、その方のお父様がPTAの役員だったときに整備された。もともと整備したのは池田紙工という方が事業が非常にもうかって、何とか社会に役立てないかということで、柳町小学校に話をされて、私財をなげうって整備されたとお聞きしています。その方が整備した後、認識が違っていたら言っていただきたいんですけれども、この維持メンテナンスは区の予算ではなくて、保護者とかPTAの予算ですと維持メンテをしてきたと聞いております。

平成20年の会長さんにもお聞きしたのですけれども、文京区でやっている朝顔・ほおずき市のかき氷の収益金を地区対のほうから10万円ほど出していただいた。別紙の「柳の森」の写真を見ていただくと、①のところに石の橋みたいなものがあると思うんですけれども、この石の橋はそのときにほおずき市の収益金から出していただきました。そのときまでは、この池の周りが危なくて、近づかないように柵がしてあったそうですけれども、その柵をとって、足場を池の周りに固めて整備した。

そういうこともされていて、もう60歳、70歳の地域の方がもともと小学校のころからあった、地域で今まで非常に大切にしてきたこの森を潰すというのは非常にもったいない、残念ということで、地域の町会長とかを含めてちゃんと議論しないといけないんじゃないかと、きのう、半ば憤慨されていらっしやったという状況です。

平成20年のときのPTA会長さんも、礪川地区対の方も含めて、この森を何とか整備したい、ただ、お金が足りない、区の予算でなくて保護者の予算で整備しているということで、ほおずき市のかき氷の収益金だったようなのですけれども、それを分けていただくということで、地域でいろいろと頑張って調整されて子どもたちのために整備した。そういうものを簡単に潰すような方針案を

なぜ出してくるのかということで、この方は怒っているというよりは非常に残念ということで、それは簡単には認めないでほしいと言ってほしいとおっしゃっておいりました。

この森は、そのお2人がおっしゃったように、かなり古くから育んできた森であって、簡単に移設して再現できるということではないというのはご認識いただけるかと思うのです。ということもありますので、潰すことに対しては慎重に考えていただきたい。地域の理解も簡単には得られないのではないかと考えております。

○竹田委員 今、石澤委員がおっしゃったように、ここの柳町の緑については、地域の方々の温かいご支援で今までも築き上げてきたという経緯は、私も伺っているところでございます。そういう意味で、我々も、当然これを簡単に潰すというような考え方でこの提案をしたわけではございませんで、実際に校舎をどこに増築しなければいけないのかということをいろいろ考えたときに、こちらのところ、また、逆にPTAの皆さんから出ている案などの場所も含めていろいろ考えたのですが、先ほどからちょっと説明させていただいていますけれども、やはり今いる子どもたちへの影響なども考えまして、こちらの提案をさせていただいたというものでございます。

確かに緑についても、今、石澤委員がおっしゃるように、今まで築き上げてきた緑をすぐに現状と同じような形で復活するというのは、現実的には難しい話であることもよくわかっていますが、今回、新たにプールのところに植栽と池を整備させていただきたいという提案もさせていただいたところでもありますし、また、この緑については、今後施設の整備などもどういう展開が将来的に出てくるのか、既存校舎の改築等の手を入れなければ時期がいつになるか、全体計画がありますから、そういうときには、緑の確保についてもまた意を用いることで、今まで地域の先輩方にいろいろご尽力いただいたものに報いるようなことは考えていきたいと思っております。

○田中委員長 ほかの方、どうですか。

○熱田委員 今の竹田委員のお話とちょっと重複しますけれども、先ほど、今回いただいた資料の中で、「植栽部分を活用する参考案Aは難しい」という見解についてのお話でしたが、当時、確かに私どももそのように考えておりました。また、この植栽部分を活用するということは、簡単なことであるとは今でも思っておりません。これは地域の方々、保護者の方々のいろんな思いが詰まったとても大事なものであることは認識しています。ただ、子どもたちの環境にとって何を優先すべきかというところ、さまざまな前提条件に適合するようにというお話もありましたけれども、やはり工期の問題が一番大きいと考えています。きょうの資料でスケジュール表を見ていただきますと、工事が平成27年度の途中から始まって、28年度いっぱいになります。これが体育館、プール

の部分もあわせてとなりますとトータル4年ぐらいかかってしまう。そうすると、その間にそこに通っている子どもたちは、6年のうち4年間、この仮設が建っている、校庭の狭い中で過ごさなければいけないというところがあります。そういった部分の教育環境は非常に大事なのではないかと考えているところです。

○上原委員 いろいろご意見をありがとうございます。単純に整備方針案の別紙1を見ていただくと、校庭の横幅が狭くなり、プールの前に緑がありますけれども、この緑をさらに拡張するイメージだとは思っています。そうすると、さらに校庭が狭くなる。児童数がふえるのに校庭がこんなに狭くなって大丈夫なのかということは、とても大きな問題だと思います。済みません、縮尺がちょっと変わってしまった部分があるのですが、PTA案のほうが広くとれるし、以前も説明したのですが、プールのところにふたをすることで、さらに活動スペースがふえることを想定して考えたものです。

そういった意味でも、何を優先するかというのは工期ではないのではないかと思います。工期に関しては、工法を工夫することができるはずだと思います。単純にRCとかそういったことではなくて、例えば木造建築にすれば、安い値段で速い工期で建築することだってできる。今そういう事業もあるはずですよ。その辺、長澤先生、いかがですか。

○竹田委員 先生、まず私から。プールの脇のところに植栽と池を一体で整備して、新たなものをつくり出すというのをきょうのこちらの提案資料でも出させていただいたのですが、実際問題としては、今ちょうど木があつたり、その前にいわゆるうんていとかの遊具がありますけれども、今、その内側のところで緑の整備をすることを想定しておりますので、その部分で校庭が著しく狭くなることはなくて、どちらかといえば、今回、PTAの上原委員たちからいただいた資料の中で、整備方針案の校舎の建っているオレンジ色の部分で一部校庭に重なっている部分あたりが、校庭が若干狭くなると認識しているところではあります。

私は以上です。

○鶴沼委員 木造校舎を検討してみたらいかがですかというご発言だったように受けとめました。

○上原委員 一例です。

○鶴沼委員 ただ、現行法の中で、準防火地域の中で、なおかつ3階建てを前提とすると、耐火建築物にしなければいけなくて、実験や防火の必要のないところでそういう取り組みがあることは存じ上げていますが、まだ法整備のほうが木造を許すような状態になっていないので、木造という選択肢は、将来にわたって禁止されるか否かは別として、現在選べる選択肢ではないというのが1点

と、必ずしも安価になるとも限らない。これは試算したり、仕様を決めていかなければわかりませんが、木造の住宅のような木材の使い方をする前提ではないので、必ずしもコスト的にも有利ということではございませんし、現状の法規制のもとでは、可能性としてはなかなか厳しい状態です。一例だとおっしゃっているので、その一例に対する1つの事情はそんな状態になっています。

○長澤アドバイザー 今のお話に関しては、工期を短くする工法ということでは、一例として木造ということがありましたけれども、現行法では木造3階建てが難しいというのは今ご説明があったとおりで、木造3階がつかれるようにということで、今、実物を燃やすような実験もして、法改正を進めようとしているところですが、今回のスケジュールには間に合わないと思います。

その辺はいろんな検討がされていて、木造ではなくてプレキャスト、現場外でコンクリート部材をつくってきて、現地では組み立てるだけ。さっきおっしゃった木造も同じで、現場外で刻んできて、当日そこで組み立てるだけということで、現場での建て方の工事期間を短くする工夫ですね。今言ったプレキャスト、プレというのは前もって成形してつくってきて、現場では組み立てるだけという工法もあります。現場でコンクリート型枠を組んでつくるよりは、現場施工の時間は短くて、音を出す期間も短い工法です。ただ、これも工費的には現状では既存の工法より高いので、お金の比較をしながらということになると思います。

今のお話をお伺いしていて、今度の計画を進める上での前提条件をどこに置くかというところで、多分現実的な判断は分かれると思います。区のご提案も1つの可能性を示す案ですし、参考10で示されたのも非常に可能性のある案だと思いますし、何を大事にするかというときに、これまでずっと議論してきて、おおよその工事費とか、面積とか、体育館まで手をつけるかどうかというあたりのことも条件として議論してきて、その上で考えるかどうかというところが大きな分かれ目になるのではないかと思います。今どちらがどうということではなくて、考える条件として、まずご意見を申し上げました。

○田中委員長 これまでの整理ということで、上原委員もご案内かもしれませんが、前任の委員長のほうでは、教室の増設ということがメインのテーマですよという中で、前回ぐらい、プールと体育館は何で議論しないんですかというご質問があったときに、それについては教室の増設に関して、どうしてもその部分を干渉しないと増設ができないときに初めて手をつけるという回答をしていると思うのです。それで一定のご理解をいただいて、そのときに、初めからプールや体育館の建てかえありきということではないというようなことを申し上げているところです。

それがあって、もう1つは、長澤アドバイザーのほうからありましたけれども、何を大事にする

かということでは、1 ページの部分が一番大事にされなければいけない。1 ページの、先ほどご意見があった、工期ではないのではないかというのも1つのご指摘かもしれませんが、「施工に関する条件」、順番が優先順位かどうかはともかくとして、この要件をいかに満たしていくかということも非常に大事なことだろう。これは当然皆様の了承を得て、ここに出ております。1点、一番下の育成室についてはご意見が分かれて、2室必要なのではないかとこのところでご了解をいただいて、これをベースに総合的にどう判断するかということで、本日があるということだと思います。

○鷹田委員 ちょっとわからないのですけれども、これは初めから別紙1のこの案がありきなんですか。だって、初めはプール側という話でさんざん進めてきて、今回送ってきたのがいきなりここになっているのは、初めから、これはありきだったんですか。

○竹田委員 今、鷹田委員がおっしゃったのは、昨年の夏以来、我々がいろいろご説明させていただいた中で、いわゆるプールのところだけを活用して、校舎とプールの複合した施設をつくるという、もともと教育委員会のほうの案のことだろうと思います。これについては、昨年来、説明会等でもいろいろご意見をいただいたりして検討を進めてきた中で、最終的になかなか合意をいただけなかったという点がございました。そういうこともありまして、区のほうとしても、昨年11月にこの会議体を立ち上げるに当たっては、今までは区の中だけで検討してきたんですけれども、こういう地域の方、また関係者の方なども一緒に集まっていただいて、幅広く意見を集めた上で、いい案を検討していきましょうということで、この会議が始まったという経緯がございます。

ただ、そうはいっても、今まで出てきた案を全く白紙撤回したわけでもないという話は、先ほど田中委員長のほうからも、前任の藤田委員長の話の中でもありましたけれども、今までの案と、また、それまでにいただいていた意見、この検討委員会の中での意見、その中で資料第17号の1ページ目のところにありますような、今まで4回の検討委員会で検討してきた中での前提条件なども勘案して、今回のこの案を提案させていただいた。そういう意味では、昨年の夏の段階では、一時期、プールのところの案を教育委員会としては推奨していたのですけれども、今までのその辺のやりとりの中でということです。

○鷹田委員 町では、ここに池があって、プール側ならば、こどもの森があって、道路があってだから、こっち側は幾ら音がしても全然大丈夫だから、ここに決まっているんだと私は地元の人に説明して、ここの機能はこのままだよと言っていたから、それならばというので。じゃ、私が間違っていたんですね。これもあったんですね。まさかこれが出るとは思わなかった。要するに、前のマンションの方が、ああ、よかったと言っているんですよ。それから、あいているところがあります

ね。もとの中尾建設の駐車場のあったところ。あそこも、ここなら建てられると言っている。その隣、昔、お豆腐屋さんだった小林さんのところもマンションになって、こっちのマンションの方も、森があって、学校があって、いいなど、みんなそう思っていますので、今度、実は違うんだ、ここは決まっているんだと私は言いに行くんですか。

○竹田委員 今、音の話が鷹田委員から出たのですけれども、実際問題、ここで音をたてることによって、お向かいのマンションのほうに音が漏れるのではないかというご懸念の部分のご発言であったのかなと思ったのです。実際に教室と廊下をどっち向きに置くのかによっても違ってくると思いますし、また、学校の音が教室から聞こえるのか、校庭から聞こえるのか、どこから聞こえるのかにもよると思うんです。声が大きいかどうかはあれですが、校舎の中から聞こえる声より校庭で遊んでいる声のほうが比較的大きいのかなという思いも、個人的にはございます。そうすると、逆に校舎が建つことによって、その辺の音も遮断されたり、その辺の音の伝わり方は多角的な見方ができるのではないかという感じもいたします。

この辺の近隣の方に対する説明などにつきましても、実際にいわゆる基本設計などができ上がった段階での話になろうかと思えますけれども、その辺の説明は意を用いていきたいと思っております。

○長澤アドバイザー 今のご発言とも関連しますけれども、用意していただいた別紙3で、濃いグレーで網かけをしているところは区の側が答えになっている。ここで「植栽部分を活用する案は難しいと考えています」というのが2回ありますけれども、これについては、その後、見解のご説明はあるのですか。

○竹田委員 こちらについては、昨年の夏から秋にかけて、いろいろの個別に寄せられた意見をもとに、当時の教育委員会の見解としてまとめさせていただいたものであります。当時は、そういう意味で、我々のほうの提案といたしましては、先ほど鷹田委員がおっしゃっていたプールのところだけを活用した複合施設の案でいきたいという考え方でおりましたので、3案出た中で、メリット、デメリットの比較検討をしたときのその当時の判断ということで出させていただいております。

ただ、今回、この会議体を踏まえてこういう形で検討してきた中で、昨年の夏の段階では、単純に足りない教室だけを入れていこうという考え方で整理していましたが、また、既存校舎とのつなぎの部分も提案はしていなかったところではありましたけれども、今回いろいろ出た意見などを踏まえて、現実的にどこがいいのかと考えたときに、今回の整備方針案として提案させていただいたものがベターではないかということで提案させていただいて、別紙3に記載の植栽の部分の関係に

についても、屋上緑化などの対応なども踏まえて、緑についても一定の配慮をしていきたいということで、考え方を整理させていただいたものでございます。

○田中委員長 夏までの印象がかなり強かったようで、その後の教育委員会としての10月、11月の保護者の皆様へのご案内とか、地域の方への対応も含め、今回の検討委員会の意味合いが薄れるぐらい印象が深かったというところがあるのかもしれませんがね。しかしながら、その部分は残念ながら合意が得られなかったという前提に立っていますので、そこありきではないわけです。

そういう中で、この間、PTAの代表者の皆さんも含め、この資料第17号の1ページについてはご了解をいただいているという前提に立っていただければと思うのです。それをいかにクリアしていくか。それから、先ほど説明はありませんでしたが、4ページのところに、PTAのご要望である20項目についての対応とか、学校側からの24項目についての対応が書かれているという案になっております。ですので、その辺は時間の流れの中で、このように判断をしていくことになったということになります。当然、説明につきましては、この会としてどうまとめるかにもよりますけれども、最終的には、教育委員会として説明をしていくということに変わりはありません。

ですから、もう一度確認をしていただきたいのは、資料第17号です。参考10については、上原委員、石澤委員のご意見ということで、ご議論の素材とはなっておりますけれども、大事なところは、今回出されたこの方針案についてどうなのかということところです。前提条件はここに書いてあるところで確認をされているところですよ。2についても、資料第11号で確認をされているという前提で、いかがでしょうかということになります。

○上原委員 前提条件、こちらに書いてあるものだということで、説明はわかります。ただ、場所に関する議論が一度もなされていなかったのです。あくまで必要な教室が何なのかということの議論だけで、最後に前回の会議のときに、どこに建つのかということでご質問させていただいた。どこに建つのかというのはとても大切な議論で、先ほど意見が出ましたように、地域の方でそこに建つことに関して憤慨されている方が出るくらい、懸念がある場所だと思うんです。やっぱり人間が暮らしているところで、人間が活動する学校という場所ですから、人の思いも酌んで、大事にしていかなくてはならないのではないかと考えております。

そういう中で、特に「柳の森」は柳町のシンボルみたいな場所だ、聖地みたいな場所だと思います。その文化を背負った場所を取り去るのは、やっぱりそれなりの覚悟と説明をしなくてはならないと考えております。そのあたりで校長先生がどのようなお考えをお持ちか、ちょっとお聞きしたいのです。入学式で「柳町讃歌」を歌いますけれども、あそこで歌うぐらい柳町としてはこの森は

大事にしてきているという認識だと思っております。校長先生、いかがでしょうか。

○松本委員 まず初めに、いずれにしても苦渋の選択をせざるを得ないだろうというのが正直なところです。「施工に関する条件」を3点挙げられている中で、会議体ができる前から、教育活動のことを考えると、体育館は常時使用するという事は抜かして考えられないということは、校長としてもお伝えしてきたところです。これは考えとしては変わっていないですし、前提条件としても入れていただいているところです。校庭、プールが使えない期間があったとしても、体育館が使えないと、教育活動が全くなし得ないところがありますのでね。(3)に書いてある校庭の面積はなるべく狭くならないというのも、児童数がふえるわけですから、当然と言えば当然。

ということを前提に考えたときに、体育館を常時使用できるということを基盤として考えたところでの工期が出てくると思うのです。工期が、今回ご提案いただいたものだとおよそ1年半、それがプールのところに建てるということになると4年近くかかる。この工期の問題が1つ大きいだろうとは、私も思っています。あと、費用は詳しくはわかりませんが、当然公費を使うわけですから。

そういったときに、何を優先して選ぶかということにならざるを得ないと思うんです。日々子どもたちの様子を見ていますので、当然、ここの森がなくなることは、心情的には、校長としても到底賛成できないというのが正直なところです。特に現在、森の季節の真っただ中で、子どもたちが日々あそこで集っている。先ほど資料としてご提示いただいている歌にも歌われているくらいですから、それがなくなるということは、子どもたちの中に喪失感というようなものがあるのだろうと思います。それもこれも含めた上で、何を優先して選ぶかということだと思っております。

工期が1年半なのか、4年なのかということは、教育活動を考えていくと、やっぱりできるだけ短くしていただきたいというのは、考えとしてはあります。ただ、学校をお預かりして経営していく立場としては、保護者の方々のお考え、バックアップしていただいている地域のお考えをないがしろにして進めていくことはできないということも、とても大きくあります。要は、幾つかある条件をどういうふうクリアしていくかといったときに、やっぱり全てを開示していただいた上で、保護者の方、地域の方々がどういうご意見や選択をされるのかということをお聞きしたい。今日のこの会議で出された意見を伺うと、特にそう思います。鷹田委員からもありましたように、地域住民の方のお考えもありますし、学校をバックアップ、支援していただいている町会長さんたちのお考えももちろんあるでしょう。

森がなくなるかどうかというのは1条件ですね。これが大きくあると思います。工期をどうする

んだということもあると思います。これが複雑に絡み合って、最終的に何を選択していくのかということになると思うんです。だから、森をなくさないでプールのところに建てれば当然工期は長引くわけで、6年間の修学の中の4年間をかけても、あえて保護者の方々が賛成されるのかどうか。いや、工期はやっぱり外せないところだというご意見を保護者の方がお持ちになるのかどうか。地域の方々にもそのあたりの条件を全て開示していただいたときに、そういうことがあるので森を潰さざるを得ないんだというお話を例えば教育委員会がされたときに、地域の方々がそれでご理解をいただけるものなのかどうか。一部の条件の情報開示だけでは、最終的な判断をなし得ないだろうと思っています。

それらもろもろ、保護者、地域の方たちが全部の条件を開示されて、どういうご意見をお持ちになるかということも踏まえた上で、最終的に、学校としての見解は出てくるんだらうと思うんです。保護者、地域の方々のご協力なしに学校経営は成り立たないので、校長としては、その方々の意見を無視してこちらの案をぜひお願いしたいということにはならない。最初申し上げたとおり、苦渋の選択というのが正直なところですよ。

○田中委員長 原委員はいかがですか。

○原委員 僕は、全体を見て、松本委員がおっしゃったとおり、何かを選択しなければいけない中では、この会議体は、教室の増設が喫緊の課題だということが一番の前提条件になっているので、その教室をどこにつくるかというのは、立場によっていろいろなご意見があると思うんですけれども、工期の問題ですとか、教室の規模の確保の問題が一番合理的にできる場所が、今回の提案の場所ではないかと思います。ただ、町会長の方とかPTAの直接の方々等の、森ですとか環境といったものは多少なりとも考慮していかないといけないとは思いますが、全体的な位置や物としては、一番合理的にできているのではないかと感じています。

○竹田委員 いろんな方からご意見をいただきましてありがとうございます。そういう意味では、確かにいろんな懸念の問題があるということは、我々事務局サイドでも理解しているところでありまして、工期の部分に重きを置いた提案にはなっていますが、当然、いわゆる緑の部分についても、先ほど来説明させていただいていますけれども、新たに整備するところもありますし、屋上緑化もやっていく。また、今後とも施設整備をするに当たっては、新たな緑の整備についても意を用いてまいりたいと思っております。何を最優先するかというところでいけば、我々としては工期の部分、それによって子どもたちへの影響、また近隣の皆様への影響などについては、最優先した考え方で提案にはなっておりますけれども、皆様のご懸念の緑の部分についても、そういった形で意を

用いてまいりたいと思っております。

○鷹田委員 これは、この委員会で初めて出てきたんですか。よそへ出ていないのですか。というのは、この町会、柳町三和会の会長の二ノ宮さんが辞表を出してやめられたのです。肉体的にも精神的にも町会長を続けられないと。では、たまたま偶然だったのですね。だから、今ここの三和会の町会長は空席なんですよ。これを知っていたというなら、これが漏れているのかなと思った。

○田中委員長 ご意見がいろいろ出てきていますけれども、難しいと思いますね。子どもたちのためということでは、この間の会議録などでは、やはりできるだけ早くという意味合いは、どの会議においてもされていたような気がいたします。確かに位置の議論については、あえて干渉するときというお話もしておりましたので、今回初めてということ、非常に大事な部分だろうなとは思っております。

○鷹田委員 難しいですね。私は昭和15年の卒業ですが、そのときからこれを植えるためのお金を寄附してきたのです。毎年毎年それが習慣になって、60年、70年、小さいながらもみんなやって、当時は貧乏町会でしたから、ちょっとしかできませんでしたがけれども、いいときは石碑まで建てていますね。ああいうものを今度ここが決まったから一遍に取っ払うというのは、ちょっと私は見ていられないなという気がした。理屈にはなりませんけれども、学校のため、子どもたちのためなんだからと、その一言でいいんですね。50年以上の。

○田中委員長 いろんな思いが詰まったものだろうなとは本当に思っています。事務局としても、どこに建てればいいのかというところでの悩みの中で出てきたのだろうと思います。

○竹田委員 そういう意味では、再三同じ発言になるかもしれませんが、確かに緑をなくすことについては、我々も全然簡単には思っていないですし、今まで大先輩の方々を初め、皆様のご努力で整備してきたという経緯はよく伺っているところでございます。今回、こちらとしては工事期間の短縮化に重きを置いて考えさせていただいて、ただ、そのかわり、先ほど来申していませんけれども、緑についても、ないがしろにするわけでは全然ありませんでして、新たに植栽、池などについても整備をさせていただきますし、屋上などもそうですし、また、既存の通りに面しているところの植栽などについては、一定残るような形のイメージもっております。一番外側のところの木立ちは残るようなイメージも持っておりますので、そういう意味では、緑の柳町という点についても意を用いた計画を考えているところではございます。

○田中委員長 あと、仮校舎は4年の工事に耐え得るものなのですか。

○竹田委員 私が答えていいかどうかはあれですけれども、仮校舎については、4年間もたないと

いうものではないと思うのです。ただ、あくまで仮設ですから、普通の本設の建物と違って、当然劣化の度合い等は本設の校舎に比べれば早いという点がございしますので、仮校舎についてはなるべく短い運用が望ましいとは考えております。

○**鶴沼委員** 劣化が早いというよりは、本設の仕様で整備するものではないので、仮の場所にいる時間は必要以上に長くすることはない。すぐ壊れるものをつくっていくわけではないですし、劣化が早いということではなくて、当初から長年使う予定で設置するものではありませんというふうに変えさせてください。

○**上原委員** ちなみに六中のときは、仮設校舎はどのくらいの期間、設置されたのでしょうか。

○**鶴沼委員** 3年半ぐらいですね。もともとすぐに使えなくなるようなものを整備はしていないですけれども、長いこと使う前提で設置していない。必要な期間もたないものではないです。六中の場合は自校内建てかえですとか、順に送っていかなければいけなくて、それをどうしますかというときから、自校内建てかえ、その間の仮設もやむなしということで始めているので、その期間もつ分だけの仮設を建てて工事していますが、六中が3年半使ったから、必ずそのぐらい仮設校舎を使うということではない。

○**竹田委員** ちなみに2年半ではなかったでしたっけ。済みません、鶴沼委員と記憶の範囲が……。私は2年半程度と考えていまして、たしか3年間全て仮設校舎という形ではない運用をした記憶がございしますので。

○**鶴沼委員** そうですね。入った方が一度も仮でない校舎に通わずに卒業することは避けようということだったので、2年半。ちょっと確認はさせていただきたいのですが、それはあくまでも必要な期間を設定して、それにふさわしいだけの環境を整えて仮に使っていくという考え方なので、仮の建物だから早く壊れるとかということではない。ただ、選べる中ではなるべく短くするほうがいいのかなとは思っています。

○**上原委員** 趣旨はわかりました。あと、もし今の整備方針案でいったときに、配置はどの辺になるのか。以前の案だとたしか中央昇降口あたりに配置の予定だったような気がするんですが、そのあたり、また変わるんですか。

○**竹田委員** 仮校舎の位置については、前回、4回目の会議体のときにお示ししていたところと基本的に大きく変わるとは想定しておりませんので、今回、この整備方針案でいった場合であっても、そこは抵触しないものと考えております。

○**上原委員** 校庭が相当、4分の1ぐらいしか使えない。

○竹田委員 実際どこに新しい増築校舎を建てる場合だったとしても、前回提案させていただいた仮校舎の位置には通常大きな変更は来さないものと考えておりますし、当然そこで校庭の部分についても、大きさは変わらないのではないかと考えています。

○上原委員 いや、全然違うんじゃないですか。東側に建つことによって、工事の車両が入ったりするスペースが出てくるので、仮設校舎の位置が変わらないのであれば、校庭は多分4分の1ぐらいしか使えないという状況になると思います。

○竹田委員 ただ、例えばPTAの皆さんからご提案いただいたところにつくる場合であったとしても、一定の工事車両とか工事ヤードは必要になってくると思いますから、そのところはどちらにしる校庭の中に確保しなければ厳しいのではないかと考えています。

○上原委員 工事をうまく工夫すれば、多分校庭の半分ぐらいは使えるのではないかなど。

○竹田委員 そういう意味では、これは一般論になってしまいますけれども、どういう形で工事をやるにしても、工事の安全性を担保しつつ校庭をなるべく広く使えるようにというのは、当然、我々のほうで工夫していかなければいけない課題だと思います。

○石澤委員 委員長、話がちょっと散乱しているように思うんですけども、きょうのこれまでの議論を踏まえますと、柳町の聖地と言われる森を潰すのか、体育館とプールを潰してそちら側につくるのかというところで、最終的にはいずれにしても苦渋の決断になってくる。今ここで議論をするということではなくて、先ほど松本委員からもございましたとおり、それぞれにいろんなメリット、デメリットがあるかと思しますので、それをもう一回しっかり洗い出して、検証して、それを議論する場を設けたほうが建設的なのではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○田中委員長 議論といいますか見解は、説明という形になりますけれども、繰り返しの部分も含めてなされて、時間が8時になってしまいました。こちらの委員会の性格ですけれども、増設教室の基本的な事項に関することを報告しなければならないというところでもあります。工期のスタート時点はやはり守っていきたいと思っておりますので、それに向けてやらなければならない。

本日、苦渋の決断をここであえてするというのも1つありますけれども、ご意見をいろいろいただいたということを踏まえますと、もう一回整理ができるのかどうか。多分どちらかしかないのだろうなと思っています。上原委員のほうも、前々回ですか、いみじくもあそこかあそこしかないのだろうなというご意見をされておりますので、ここは何を優先して何をとるかというところで、やはり学校運営について、どういう形でうまくつなげられるかというところだと思います。時間的なことはご理解いただいている上でなんですけれども、あと1回というお約束で進めてきております

が、今回の位置というのは非常に大事なところだということもあります。ですので、継続ということではなくて、もう少し何か議論が具体的にできるのかどうか。どちらを選ぶかを判断できるような整理ができるのかどうかということだと思っております。

正直、私の会議録の読み方で申しますと、やはり長澤先生からもいただきましたけれども、1つには学校単体の問題もありますが、全体の、ほかの学校との関係もありますよねということもありました。できれば、まず現実に足りなくなるところを早目にやってほしいということがあって、その後、今いる子どもたちについてもということで快適化の工事もつなげていきたいということなんですね。ですから、工事をやりながら快適化もやってくれというのは、工期的にはちょっとどうなんですかねというのはどうしても残ってしまうのです。私が説明してもあれなのですけれども、そういうところもあるのかなという気はいたします。

まとめ方について、きょうのご議論を踏まえて、次回出させていただくかどうか。これから時間をとって、この案で説明に入る、意見をもらうというのも1つのやり方かもしれませんが、そうすると、この委員会のミッションがばらばらになってしまいますので、どこか一定の答えを教育長のほうに出していくという流れは確保したいのです。ですので、どうしてもここなのだという整備の説明ができるような形で、もう一回お出しするかですね。

今、上原委員のほうからも言われましたが、全否定ではないけれども、地元の会長たちも、できればという思いは私も聞いております。その上で、あえて事務局はここに置いているということもご理解いただければと思います。ですので、説明は責任を持ってやっていくという覚悟ではいると思うのです。その上で、4年間かけて、体育館も使えない状況が生じる中でやっていくのか。

○上原委員 体育館は常に使える案です。

○竹田委員 体育館は使える前提でいくと4年間ですけれども、ただ、プールが一時期、使えない時期が出てきます。

○上原委員 それはプールを工事する上ではやむを得ない選択ではあります。

○竹田委員 極端な話ですけれども、体育館も使えない形であれば工期は1期にできるので、期間は若干短くなると思うのですけれども、やっぱり体育館は使えるものというのは先ほど松本委員からもご発言がありましたので、その前提でいくと2期に分けざるを得ない。そうすると、4年程度かかってしまう。また、プールについてはあえて言及しませんでしたけれども、実際にプールを除却して、それができるまでの間は約2年間ほどありますが、その間、プールも使えない。そういう面も我々は考慮したところがございます。

○田中委員長 細かなところはちょっとありますけれども。

○上原委員 何を優先するかというのは本当に難しい話だなと思いますけれども、実際整備方針案でいったときに、校庭の使えるスペースが本当に少ないのだらうと思うのです。体育館もそんなに広いわけではないし、屋上も危険な部分があるのかもしれないしというところで、1年でも活動スペースが少ないというところがすごいデメリットだと思っております、比較すると、例えば体育館は常時使えるように2期に分けても、1期目で体育館ができたならば、その体育館は使えるわけですね。新しい体育館で気持ちよく活動できるし、校庭も半分ぐらいは確保できるのではないかな。

○田中委員長 私の立場としては、教室の増設というところでのスタートをしております、前提はこの1番なのです。この1番をどうやって早目にクリアするかということで、できるだけ皆様のご理解が得られるかという中で来ていると思うのです。ただ、長澤先生にもこれからちょっとお聞きしますが、結論を別に急ぎませんが、出していかなざるを得ないということで、これまでのご議論を踏まえて今回出ている状況ですので、今回の意見は意見として非常に重要だと思っておりますが、この案が全否定ではないことも1つご理解いただいているのかなというふうには思います。

次回はこれでいくと最後なので、私たちはもう一回入れることもあれかもしれませんが、議会の日程等も入っていて、当初の予定は多分ぎりぎりの予定でこのテーブルに各位がついていただいたところだと思うのです。ですから、まとめ方について一旦整理をして、次回出して、もう一回ご議論いただくというのでいかがでしょうか。時間を費やしても、今のペーパーではどっちも苦しい。どっちもデメリット、メリットがあるという中で——どっちもという言い方は変ですね。上原委員、石澤委員のほうからのご指摘等を踏まえると、そこは改めてこういった整理でということできっと出していく必要があるんだらうなと私自身も思います。

ですから、申しわけないのですけれども、次回はこれを二度出しするのではないのですが、もう少し説明のできる部分を含み、最終的には、この会議として教育長に報告をするという基本的な事項とは何なんだろうというところで、ご理解に結びつけたいと思っております。ちょっと曖昧な言い方になりますけれども、そういう次回の方向でご了承いただければ、事務局のほうで、今度は報告として整理するとき、こういったご意見に対してどうしてもというところが、代表の上原委員にしても、石澤委員にしても、こちらやはりというところがあって。

○竹田委員 そういう意味で、今、委員長からもありましたけれども、今回多様な意見をいただきました。ただ、次回が最終回ということもありますので、最終的にこの会議体の検討事項の目的と

しては、増設教室の基本的な事項に関して教育長に報告するということがありますので、その辺の体裁も含めまして、また、今回出た意見を踏まえまして、文章に加筆修正等も少し加えさせていただいた上で、最終回の提案という形にさせていただければと考えております。

○石澤委員 提案といいますか、きょうの議論を踏まえますと、最終的には提案としてまとめることになるのかと思うのですが、もう一回比較検討することも含めてということによろしいんですか。

○竹田委員 そういう意味で、今回比較検討の部分は十分意見が……。確かに重きを置くところがそれぞれ異なっている点があって、きょうの1時間半近くの議論の中でも、なかなかかみ合わないところもあったのかなと思うのですけれども、その辺を踏まえてどういう形でまとめていくのかという話になろうかと思っておりますので、そういった観点で少し整理できればと思っております。

○石澤委員 きょうの議論は、やはり事実関係が曖昧なまま議論しているという印象が私にはありまして、ちゃんと事実に基づいた議論をしないと、正しい判断ができないと考えているんです。

○竹田委員 その事実関係のところはどの辺を。私もおさらいをしたいのですが、

○石澤委員 きょういろいろ出た中で、例えば仮設校舎の話で、では、何年もつのかもたないのかとかそういうところも、六中がどうだったというだけですね。4年、工期をとるとして、仮設校舎が本当にどこまで耐えられるのか耐えられないのか、そういうのは全く議論になっていなかった。それは一例でして……。

○鶴沼委員 4年使う前提に立てば、仮の建物とはいえ、4年、お子さんをお預かりしてちゃんと居住できるような環境で仮設校舎を建てなければ絶対にだめです。どこどこがどのぐらいだったからどうということではなくて。ただ、それはあくまでも仮ですから、短くできるものなら短く。だからといって、危ないものをつくるとか、早く壊れてしまうものをつくるということでは全然ないので、そこが曖昧だということはないです。普通は4年なら4年、5年なら5年使うものを整備してくださいと言われて、そこに十分耐えられるものを提供するのが私たちの仕事だと思っておりますので、そこに曖昧さはないです。

○石澤委員 具体的に1つ言ってしまったのであれですけれども、例えば工法を工夫して短くできるのではないかとあつたと思うのですが、では、その工法の工夫の仕方はないのかとか、費用面で、本当にこの2つの案の中でどれだけ費用が違ってくるのかとか。

○田中委員長 その2つの案というのは、今のところ考えていませんので、さっきも言いましたように、この間、PTAの案についてご議論をするという整理はしておりません。今度たまたまペーパー上は、この前のというあれですが。

○石澤委員　そういう意味では、PTA案でも教育委員会のB案でも結構なんですけれども、先ほどもありましたとおり、きょう初めて場所をどこにするかという議論になっておりまして、その場所をどこにするかというときに、1つだけ決め打ちでいくというところで、その絶対的なものがないと委員長もおっしゃっていたと思うのですが、その辺も踏まえてしっかり比較して。

○田中委員長　具体的なものではなくて、苦渋の決断をせざるを得ないということに尽きると思います。ですから、誤解をなさっていただくとちょっとあれですけれども、次回は最終回に位置づけられてしまうわけですが、とりあえず6回目、報告をする形として、この会議体が基本的な事項についてどういう報告をまとめるかということだと思っております。そして、教育長が第1回目でご挨拶申し上げたように、ベストは一番ですが、子どもたちにとって必要な教室数をまず確保した上で、良好な教育環境をどうつくっていくかというところでのお願いをしております。6カ月の中でベターな結論を出していただければというご挨拶もありますので、その辺は確認のため、申し上げさせていたいただきたいと思っております。

○上原委員　苦渋の決断ということで、大変だとは思っておりますけれども。

○田中委員長　決断というか、こちらでどうやるかなんですけれども。

○上原委員　今出ている意見は、地域の方の懸念だとか、保護者の懸念だとか、学校側の懸念だとか、その辺がみんな苦渋の決断を共有できるかということだと思っております。区として苦渋の決断かもしれませんけれども、地域の方が納得していなかったり、そういうところでは学校経営としては……。

○田中委員長　それは皆さんが納得していないのではなくて、やむを得ないとおっしゃっている方もいるというようにお話しになっていたと思っております。言葉尻をあれですけれども、全員がということではないですね。

時間もちょうとあれですが、最後に長澤先生のほうからお願いできればと思うのですが。

○長澤アドバイザー　今のやりとりはよろしいのですか。

○田中委員長　地域の方にはご理解をいただきながら、それは大前提になります。ただ、全員が賛成とかそういうのではなくて、どちらにしても、ご説明してご理解いただくかという部分での話し方になろうかと思っております。

○上原委員　結論はある程度決まっているのでしょうか。

○田中委員長　出す限りは、事務局としてはこれでいきたいというご説明を申し上げているという認識です。この間の学校側からのご要望も含め、あと、1ページの整備条件をどうクリアしていく

かという中で、今回ご提案をしているという認識です。繰り返して、説明になっていないかもしれませんが。

○松本委員 1点お願いと、私も繰り返しになってしまうのですが、先ほど申し上げたとおり、私としては、事務局から次回にもう一度、資料をプラスアルファで出していただくということもあると思うんですが、それをもって保護者の方にご理解をいただけるかどうか、地域の方にご理解をいただけるかどうかというところが、とても大きなウエートを占めていると考えています。それがご理解をいただけないという前提になってしまうと、運営上、非常に支障を来すといえますか、正直なところ、学校運営そのものが危うくなるくらいの状況があることは、やはりご理解をいただきたいというのが1点です。

上原委員からもありましたが、今まで提供していただいた中には、仮設校舎の位置の図面、本校舎の位置のご提案の図面はあるのですが、例えば仮設校舎の設計工事に入りますね。工事期間中、工事車両等も含めて、校庭がどこまで侵食されるのかというイメージ図は、まだ出していただけていないと思うのです。仮設校舎の工事期間中の校庭の問題、仮設校舎を使ってから、本校舎を建てている間の実際に使える校庭のイメージ図、そのあたりをご提示いただければと思います。でないと、先ほどの体育館の話ではないのですが、校庭が実際にどの期間、どういう状況で、どのスペースが使えて、どこまで使えなくなるのかというのは、校舎図だけでは読み取れない部分があって、その部分は教育活動への影響がやっぱり非常に大きいと思うので、その資料提供はぜひお願いしたいと思います。

○石澤委員 仮設校舎に関して、もう1点つけ加えさせていただきますと、前回の会議体の資料第16号の「仮校舎設置（案）」の中で、仮設校舎に必要な教室の案が書いてあります。ここの中に、第2育成室、第3育成室をつくる。このときは多分教育委員会の方も体育館を壊す前提で、第2育成室もこの中につくりますという記載が資料第16号にあります。これもあって、なぜというのも、そもそもこれを潰す前提だったのかなというのがあるのですが、それは置いておきまして、いずれにしても、仮設校舎の中身について、何を、どういうレイアウトにするかという議論は今までなかったと思うのです。これも会議体の中で1つの議論としてすべきだと思うのです。レイアウトで校庭がどう使えないということもあるのですが、さらに、この仮設校舎の中にどういう教室を入れるのか。

今回の案ですと、恐らく理科室と図書室と音楽室が、工事期間中、使えなくなる期間があるのではないかと考えています。新たに建てる森の手前に1階に図書室、2階に理科室、3階に音楽室が

配置されていまして、ここは校舎とコの字型でつなげる角になりますので、恐らく使えなくなる期間があるのではないかと。さすがにこの3つが使えないと教育活動に非常に困難を来すのではないかと考えておられて、であれば、この仮設校舎の中に音楽室とかそういうものを考えているのか。

先ほど、4月24日に東海リースさんのほうで入札されて、仮設校舎の実際の設計が始まった、プロジェクトが始まったとお聞きしましたがけれども、この辺についてしっかり議論した上で進めていかないといけないのではないかと考えています。

○竹田委員 そういう意味では、実際に仮校舎の中にどういうものを入れていくのかというのは、この増設整備案が固まらないと、その辺の結論も出ないものと思っております。仮に今回、我々が提案させていただいた案でいくのであれば、1階の図書室部分のところは、結局、つなぐことになりますから、工事期間中、実質使えなくなりますので、仮校舎の中に一定確保していかないと厳しいという認識は、今のところは持っています。ただ、2階、3階の理科室、音楽室の部分については、工事期間中、どういう対応をとるのかにもよると思うのですが、今の既存の校舎には最終的な工事でジョイント部分でくっつけるだけなので、新たに廊下をどういう形で設置するのか、干渉する部分はその辺の話だけなのかなというイメージもありますから、今のところ、工事期間中、全く使えないものとは考えていません。

ただ、どちらにしても、仮校舎の中にどういう機能を入れていくのかというのは、基本的に増設整備案が固まらない限り、そこはコンクリートにできる話ではないと思っておりますので、それが整理できた段階で、仮校舎についてもどういう機能を入れていくのかというのは、学校と調整した上で決めていくものとは考えております。

○上原委員 それは次回に機能的なものは説明されるのですか。

○鶴沼委員 今の仮の校舎は、教室数が足りなくなるまでに全体の整備が終われば必要でないものだったのです。そういう前提で、プールの場所を使って早く整備しようとして一回はご提案させていただいたのですが、ただ教室が足りない部分をその場所に整備するだけでは足りない課題がたくさんあるということを、皆さんにご説明を差し上げたり議論をしていく中で確認できた以上、まずは教室数が足りなくなるまでに早急に決めて、仮の建物が不要な計画はやめましょうということで、本当に足りない教室を仮に一回設置する。そこに何を盛り込むべきかということと、育成室が少し足りないのでプラスアルファで足しています。

今、東海リースに発注したものは、足りなくなる教室と、育成室の部分と、あと、今足りない、もしくはもともと学校として必要であるにもかかわらず、ない防災倉庫のみ設置していますので、

これから新しい校舎等で足りなくなるものを、今発注している仮設の中に盛り込むという考え方は、当初から考えていないのです。

今議論されている音楽室とか図書室が足りなくなるかもしれないというのは、苦渋の決断の後、聖なる森を壊して、この配置でいくとしたら、そういった課題がありますよねということだと思のです。それは、今度はこの場所で工事をするとき、どういう仮の手当てをしながら、もしくはつくる順番を工夫しながら、音楽室とか図書室が機能しなくなるような順番で整備していくかということなので、今もう発注している最初の目的の仮校舎にそれを戻して議論することは、今のタイミングではなかなか難しいのかなと思うのです。どの位置で整備していくかということは、柳町の森の場所なのか、それ以外の場所なのかということはあると思うのですけれども、その結果を発注済みの仮の校舎にフィードバックするすべがないということです。

○田中委員長 私からも申し上げたいのですが、前回、第4回で、松本委員のほうからも、仮設を建てない限りは工事が進まないということでした承をいただいています。それを戻す議論であるならば、資料的にはなかなか難しいということにはなりますが、イメージ的なところの意味合いだと思います。どんな感じなのかなというところが、もう少しあるのかどうかというところかなと思います。だから、石澤委員も決して戻る議論という意味合いではないと思うんですが、それでよろしいですね。

○石澤委員 そうですね。戻すというよりは、実際に教育に……。

○田中委員長 もう契約が進んでいるのを、とまるわけありませんで、了承をいただいたからこそ進めますよというお約束で、前回、委員長のほうでやっていますので。

○石澤委員 もう発注はされているということですね。決まっていると。

○鶴沼委員 はい。

○上原委員 入札後の内容の変更は当然あるわけですね。何が必要だというところで、どこに配置されるかによって、やはり図書館が干渉したらその機能の中に入れなくてはいけないとか、そういうことによって、入札の時点とは内容が異なるものが入ることは十分あるわけですね。そういうものだと思うんですけれども。

○石澤委員 実際、柳町小学校の中で、理科室と音楽室、工事期間中、使えなくなるということになりますと、今、教室が全くない状況なので、ほかの教室を理科室に転用するとか……。

○鶴沼委員 まず、理科室がなくなるかどうかというのは、今の発注したものではなくて、この位置につくればということですね。そのときの懸念なり、そのときの仮設は、この位置につくるとき

にやはり当然考えていかなければいけないことだとは思いますが、今契約しているものは、本当に足りない教室数はそれを待てない。その部分を先行して発注している仮校舎なので、少なくとも私たちは、そこでは一定、必要なものを決めて、ご了承いただいて発注しているという認識です。

○田中委員長 それで結構です。説明でも、あくまで工事期間中、想定される教室の不足分と育成室の必要な部分に絞らせていただいたということでご了解をいただいていますので、ここまでさかのぼってという話ではないという理解でよろしいですね。

○上原委員 であれば、ちょっと質問なんですけれども、第2育成室と第3育成室が仮設に入っていたのは、余りよくわからないのですね。ちょっと議論が戻ってしまう部分があるんですけれども、これがあるから多分僕たちは、体育館とかプールのあたりにいくんだろうと考えてしまったのです。そこが急展開したように感じる大きな要因にもなっています。

○竹田委員 一言だけ。そういう意味では、前回の仮校舎の提案をさせていただいたときに、要は、育成室が最低でもどこかに1つ増設しなければいけないということが議論の中で整理されているところなので、実際に工事をどこにやるのかによっても、その辺の前提はいろいろ変わってくるだろうというのはあったのですが、場合によったら、今の既存の育成室のところに手をつけなければいけない可能性も、全くないわけではないということも想定されたので、そこに2つ確保という形で提案はさせていただいたというものです。

今回の提案でいきますと、今の第2育成室の部分は手をつけなくてもいい提案にはなっているので、その辺について、1部屋あいた分については、学校と相談した上で、また別の用途に活用していくことになるかとは思っています。

○田中委員長 時間もちょっと過ぎてしまいますけれども、次回の考え方ですが、今回のご議論を踏まえて、改めてもう少しわかりやすいというのか、少し工夫ができるのかどうかはあれですけれども、議論がもう少し深められるようなもので出していくのですが、最終的には、報告をする形をどうつくるかというご議論も含めてやらせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○上原委員 まだ結論が出ていないのに、報告までというのは……。

○田中委員長 報告をどうするかというものも含めて。

○上原委員 どのようにするかという手法ですね。

○田中委員長 基本的事項というところですか。それは繰り返しになりますけれども、ベストが一番ですが、ベターな案をぜひお願いしたいという教育長からのミッションの中でこれが成り立ってい

ますので、その辺をどう委員各位のほうで理解していただくかという部分かなと思っております。

○長澤アドバイザー 1つは、今のお話も含めて、この検討委員会のタスクは何かということが最初にありましたけれども、クラス数に対して教室数不足がある。子どもたちの教育環境をどう確保するか。そのために何を用意するかという議論がありました。それがタスクだったと思うのです。

もう1つ、きょうの議論のどこに配置するか、これもタスクと考えてよろしいのですか。

○竹田委員 あくまで1回目の会議の資料第1号の記載のとおりということになるのですが、「増設教室等の基本的な事項に関すること」、また「工事期間中の仮校舎に関すること」ということなので、この「基本的な事項に関すること」というところでどの辺まで整理するのかというのは、恐らく次回の課題です。

○長澤アドバイザー そういう意味では、これまで議論してきたことに対して、さらにタスクには書かれていないけれども、それを実現する上で配置まで少し踏み込んで、この検討委員会としての意見とか要望をまとめておくというのが、きょうの議論だったと思うのです。そこのところの認識も必要かなと思います。

先ほどの、子どもの数がふえたことに対して教育環境をどう確保するかということと、これまでの議論、あるいはきょうの議論もそうですけれども、大事なのは、工事中のかけがえのない時間を過ごす子どもたちにとっての教育環境をどう確保するかということがあって、それは体育館の問題であったり、プールの問題であったり、工事中に必要な教室がきちんと確保されているのかというお話もありました。

それから、何といても工事期間がということですが、ただ、きょうの議論で出てきた中で、工事中の運動場がどういうふうに確保できるかというのは、議論のとおり、まだはっきり示されていないので、それは次回の1つのテーマかな、資料を一応用意していただくことがあるかなと思いました。

報告書について、要するに、毎回、その日の議論の資料は用意されているんですけども、次回が最終だとすると、タスクに対応してどういう報告書になるのかという報告書の全体像がわかる報告書案が用意されて、それが議論できるようになっているといいと思うのです。そのタスクそのものの部分と、それを実現するに当たって、長い期間をかけてきた検討委員会としてのそれに関連する要望事項なり必要事項、配慮してほしい事項なりというのが、それに付属して付記されている。その全体像がこの委員会として確認できるような機会に、次回はしておいていただくといいかなと思います。

それから、苦渋の決断というお話がありましたけれども、建築をやっていると、心ならずも山を崩し、木を切るということをやって、自分よりずっと前からこの地球上に生きてきていた木を切っているのかなと思いがながらの仕事をやってきているところがあります。特に今回の森は、長年、子どもたちが育て、地域の方々が心をかけてという人の気持ちが入っている森ということで、一層大きな課題ということできょうの議論があったわけですが、今いる子どもにとっての環境ということと、その思いをどう受けとめて、それを子どもたちに返していくとか、かかわってきてくださった地域の方々に返していけるかとか、そういうことも、条件を獲得するかそういうことではありませんけれども、この委員会としての思いを伝えていくことは、最低限、できるといいかなと思います。

いずれにしろ、配置についてまでこのタスクだとすると、配置についてはもっといろんな案の検討はこの場でなされなければいけない。多分それはこの先の話だということで、この場では、それをメインの課題にはしてこなかったというところがあると思いますので、この委員会の役割がちゃんと外にわかるような形で報告書の案を示していただいて、次回、最後に具体的に議論できるといいと思います。

○田中委員長 進行がまずくてこんな時間になってしまいましたが、次回については、長澤先生からもありましたが、報告書案についての議論も含めてできるように、また、ご指摘の部分もあわせて、できるだけわかるような資料も添えていければと思います。事務局もよろしいですね。回数は予定では次回が6回目で最後ということで、本日は閉じたいと思います。

(2) その他

○田中委員長 事務局から次回の日程について何か。

○施設係長 次回の日程につきましては6月に開催予定ですが、まだ決まっていませんので、日時、会場等の詳細について決まりましたら、ご通知いたします。ご都合が悪い場合がありましたらお知らせください。また、検討委員会資料も事前にお送りいたします。

○石澤委員 資料のほうなんですけれども、今回、かなりぎりぎりになって送られてきてまして、きょうあるということを上原委員のほうから聞きまして、竹田委員にお電話しましたら、きょうの夜、至急時間をとりますので来てくださいということで、先週の木曜日だったのでしょうか、説明の機会を設けていただいて、そこで資料を手渡していただいたのです。時間が非常に短いということもありまして、もうちょっと早く。私どももPTAの代表として来ていますので、やはり資料を自分で

読み込むと同時に、保護者の意見とか地域の方の意見を踏まえて、この会議体に臨んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○田中委員長 その点は、お約束は多分していなかったのですが、通常であればおおむね1週間前かなというのが委員各位のご理解だったと思うのです。ちょっといろいろありまして。

○竹田委員 次回は、意を用いてまいりたいと思います。

○田中委員長 目安としては1週間前でご用意するという事で、この場はよろしいでしょうか。

3 閉 会

○田中委員長 では、以上で本日の会議を閉めたいと思います。どうもお疲れさまでした。

(20:41)